

じえーど訪問看護ステーション平塚
重要事項説明書
(訪問看護・予防訪問看護・医療訪問看護)

1. 事業所の概要

主たる事業所名:じえーど訪問看護ステーション平塚

主たる事業所の所在地:神奈川県平塚市四之宮 1-10-5 アルカディア湘南 202

指定番号:(介護)平塚市 1462090496号 (医療) 2090496号

サービス提供体制:介護保険制度に基づく訪問看護および予防訪問看護
医療保険による訪問看護

管理者氏名:末次 直樹

連絡先:0463-64-2010

サービス提供地域:平塚市全域、寒川町全域、茅ヶ崎全域、伊勢原市全域、厚木市の一部(愛甲西、愛甲東、愛甲、酒井、岡田、上落合、下津古久、長沼、戸田)、海老名市の一部(社家、上河内、中河内、杉久保南、中野、門沢橋、本郷)、大磯町の一部(寺坂、国府本郷、西小磯、東小磯、大磯、高麗、東町)、秦野市の一部(北矢名、下大槻、鶴巻、鶴巻北、鶴巻南)、綾瀬市の一部(吉岡)、藤沢市の一部(用田、宮原、打戻、瀬郷)の区域とする。

※上記地域以外でも地域も対応可能です。ご希望の方はご相談ください。

2. 法人概要

法人名称:株式会社ナース・カンパニー

代表者名:代表取締役 末次 直樹

所在地:神奈川県相模原市中央区富士見5-21-3サニーヒルズ富士見204

電話番号:042-704-9851

FAX 番号:042-704-9852

3. 事業所の運営について

当訪問看護ステーションは、主治医の訪問看護指示書のもと、生活の質の確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るように看護の提供を行います。

4. 事業所の職員体制

看護師 4名 (管理者含む)

(常勤名 4名、非常勤 0名)

※令和 8 年 6 月現在

5. 業務日および業務時間

営業日: 平日(月～金)

休み: 土曜・日曜

提供時間 9:00～18:00

※12月30日から1月3日を除く(ご利用者様の状況に応じて、必要な場合営業時間以外の訪問看護活動を行います。)

※24時間対応体制をご利用の方につきましては、この限りではありません。

6. サービス内容

- 1) 健康状態(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- 2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事の援助)
- 3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきり予防・手足の運動)
- 4) 療養生活や介護方法の指導
- 5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- 6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- 7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- 8) 終末期の看護

7. 利用料

- 1) 訪問看護サービスの利用料とその他の費用は、別紙料金表に記載した通りです。
- 2) サービスの対価として適用する医療保険もしくは介護保険の利用負担額をお支払いいただきます。
- 3) 保険外(自費)のサービス利用の際は、介護保険および医療保険に基づく額の10割をお支払いいただきます。
- 4) サービス提供予定の当日にサービス利用をキャンセルした場合、やむ得ない場合を除いては、医療保険もしくは介護保険の利用予定であった分の自己負担金相当額をお支払いいただきます。
- 5) 衛生材料等の販売は一切致しません。やむを得ず事業所が準備した場合は、費用の自費をお支払いいただきます。

※サービスの利用料は、預金口座振替にてお支払いいただきます。

自動口座引き落とし(ご指定の金融機関の口座から毎月27日金融機関が休日の場合は翌営業日)

8. サービス利用の中止

- 1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに上記の事業所連絡先までお伝えください。
- 2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当

日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。(ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合キャンセル料は不要です。)

3) キャンセル料は、利用者負担相当額をお支払いいただきます。

連絡時期	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日まで	無料	連絡は平日9:00~18:00
サービス利用当日	利用者負担金相当額	

9. ハラスメントの防止徹底

発生または再発防止のため、相談窓口を設置し、研修を行い、個人情報を守り、解決体制を整えます。

10. 看取り期における支援について

看取り期において、ご利用者、ご家族の意向に沿い、人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドラインに沿って、在宅での最後を支援致します。

11. 高齢者虐待における支援について

虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的で開催し、従業者は周知徹底を行います。虐待防止の指針を整備し、従業者への虐待防止のための研修の定期的実施、上記措置を実施するための担当者の設置を行います。

12. 身体拘束等の正当化の推進

利用者又はほかの利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないことを周知し、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、利用者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録します。

13. 非常災害時の対応

自然災害、感染対策には、BCP 計画、ガイドラインに基づき、ご家族、地域、行政と協力し、ご利用者の安全の確保に努めてまいります。

非常時災害:実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災、震災、風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域との連携に努めてまいります。

健康危機発生時:感染対策委員会を開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議、検討し感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。感染状況を踏まえ、ICT 機器の活用により、実行可能な支援継続を検討し、電話でのモニタリング対応や、サービス担当会議においても当該対応を実施していきます。

14. 事故発生時の対応

- 1)利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 2)事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。
- 3)利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償する。
- 4)事故等の発生、又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、事故報告する。
- 5)事業所において、報告された事例を集計し、分析する。
- 6)事例の分析に当たっては、事故等の発生時の状況等を分析し、事故などの発生原因、結果等を取りまとめ、再発防止策を検討する。
- 7)報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。
- 8)再発防止策を講じた後に、その結果について評価する。
- 9)事故等の再発防止に向けて、事故等の内容について研修を行うなど、事業所の看護師等に周知徹底する。

15. 相談窓口・苦情

- 1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

事業所の窓口	所在地:神奈川県平塚市四之宮 1-10-5 アルカディア湘南 202 電話番号:0463-64-2010 FAX 番号:0463-64-2011 窓口担当者:末次 直樹(管理者) 担当者不在時:飯田 光浩(看護師) 受付時間:月～金 9:00～18:00 (祝祭日除く)
市町村の窓口	所在地:神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号:0463-23-1111 FAX 番号:0463-23-9467 受付時間:平日 8:30～17:00
国保連相談窓口	所在地:神奈川県横浜市西区楠木町 27-1 ・電話番号:045-329-3447 ・FAX 番号:045-317-9959 ・受付時間:平日8:30～17:15

- 2)利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情に対し、事業所が組織として

迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録する。

16. その他、重要事項

- 1) 訪問看護スタッフは交代で訪問させていただきます。そのため、スタッフの指名は出来かねます。
- 2) 訪問時間については、あらかじめ定めさせていただきますが、他のご利用者様の病状や交通状況により訪問時間が前後することがあります。その際は担当者よりご連絡させていただきます。
- 3) 事務的なご用件につきましては、月曜日～金曜日（祝祭日は除く）の営業時間内にお問い合わせください。また、電話回線が混雑により、繋がりにくい事がありますので、その際は何度かおかけ直しいただくと幸いです。
- 4) ご利用者様が不安定なご病状の事もあり、緊急の訪問や予定外の訪問を必要とされる場合があります。その為、ご利用者様に訪問日や訪問時間の変更をお願いする場合があります。
- 5) その他、状況に応じてスタッフより口頭もしくは文章でお願いする場合があります。その際には何卒ご協力をお願いします。

17. 個人情報取り扱いについて

利用者およびその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用いたします。

1) 使用目的

<訪問看護ステーション内での利用>

- ・利用者様に提供する看護サービス(計画・報告・連絡・相談など)
- ・医療保険・介護保険請求、会計事務
- ・利用者様への看護サービスの質の向上(症例検討・研修など)

<他の事業所等への情報提供>

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、居宅サービス事業者や、居宅介護支援事業者への情報提供、照会への回答
- ・生活支援等にあたり当該行政機関、当該サービス機関への情報提供
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

<その他上記以外の利用目的>

- ・看護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- ・訪問看護ステーションで行われる学生等の実習への協力
- ・看護関連の研究会、学会への報告(個人情報を特定できない範囲で使用)

2) 使用にあたっての条件

- ・個人情報の提供は、目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に決し

て漏れることのないよう細心の注意を払うこととする。

- ・事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録すること。

3) 使用する期間

- ・サービスの提供を受けている機関及びサービス終了後5年間(カルテ保存期間)

4) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても、その秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項・個人情報取り扱いについて説明しました。